令和８年度第３回大津市交通安全対策会議委員会　議事要旨

日　時：令和８年１１月２日（月）１４時～１５時

場　所：大津市役所新館２階　災害対策本部室

出席者：別紙　出席者名簿参照

議題　第１２次大津市交通安全計画原案の策定について

【事務局説明】

＜原案の概要＞

・資料１は計画原案、資料２は原案の概要、資料３は第１２次滋賀県計画・第１１次大津市計画・第１２次大津市計画案の比較表である。比較表の青字は委員及び市議会の意見を踏まえた箇所、赤字は県の第１２次計画との比較により新たに追加した箇所であり、資料２の赤字を中心に追加・変更点を説明する。
・前計画の振り返り、対策会議及び市議会の意見、第１２次滋賀県交通安全計画を踏まえて原案を作成した。計画期間は令和８年度から令和１２年度までの５年間とする。
・重点事項は、滋賀県と協調する８項目と本市独自の３項目を合わせた１１項目とする。高齢者の被害防止と安全運転の確保、子どもの安全な通行環境と交通安全教育、歩行者優先と歩行者自身の安全行動、自転車の法令遵守と通行環境整備等を進める。
・本市独自の「歩きスマホの禁止」は、従来の取組を踏まえ、幅広い世代の意見やアイデアを取り入れ、関係機関と連携して、効果的で共感を得られる啓発を進める。
・本市独自の「見通しの確保の推進」は、市の指針や街路樹等の管理ガイドラインに基づき、交差点や路外施設の出入口付近の見通しを確保する。
・本市独自の自転車に関する重点事項は、第１１次計画の「自転車の安全利用」から「子どもの自転車安全教育の推進」に見直す。児童・学生の事故状況等を踏まえ、関係機関及び家庭と連携して、発達段階に応じた教育を重点的に進める。

＜施策１　道路交通環境の整備＞

・通学路の合同点検後も対策状況や効果を継続して確認し、キッズゾーンの周知や、中学生の自転車通学時の事故防止対策を進める。見通しを妨げる交差点付近・通学路等の街路樹や植樹帯等を重点的に点検・整備し、市民・事業者への周知も行う。
・地域からの情報、交通事故情報及び対策の効果を踏まえ、道路交通環境を整備する。交差点のコンパクト化や歩行者だまりの整備により、巻き込み事故の防止、速度抑制及び歩行者の安全確保を図る。
・最高速度３０キロメートルの区域規制と狭さく等を組み合わせた「ゾーン３０プラス」を導入する。生活道路のセンターライン表示の見直しも、地域の状況に応じて実施する。新設市道が接続する県道交差点では、供用前に警察と道路管理者が現地確認を行う。

・地域公共交通計画に基づき、公共交通の維持やデマンド型乗合タクシー等の導入を進め、高齢者等の移動手段を確保する。免許返納後の生活を見据え、買物支援等との連携も図る。
・車道通行を基本とした自転車通行空間の整備や、自転車専用通行帯をふさぐ違法駐停車への対応を進める。また、宅配需要の増加に対応し、関係機関と連携して貨物・集配車両の駐車規制の見直しや路面標示の整備を進める。

＜施策２　交通安全意識の普及と徹底＞

・幼児から高校生まで、発達段階や学齢に応じた交通安全教育を行う。「子どもの自転車乗り方教室」を継続し、高校生には青切符制度の対象年齢となることを踏まえた周知を進める。
・高齢者本人と家族に運転免許証自主返納等促進助成事業や認知機能の早期チェック等を周知し、免許返納後に自転車を利用する高齢者への教育や、移動手段の情報提供も進める。
・在留外国人には企業、大学、関係団体及び警察等と連携して多言語資料の配布や講習会を行い、訪日外国人にも関係事業者等を通じて多言語で周知する。
・近江路交通マナーアップ運動等を通じて交通ルールの遵守を促し、全世代の自転車ヘルメット着用を促進する。歩きスマホの禁止は、教育機関や若者等の意見を取り入れ、広報紙、市ホームページ、ＳＮＳ、販売店及び携帯電話事業者等との協力により啓発する。
・特定小型原動機付自転車の通行ルール、飲酒運転の禁止、ヘルメット着用の重要性等を周知する。ペダル付き電動バイクと電動アシスト自転車の違い、免許やナンバープレート等の必要性も周知する。
・自転車の青切符制度や、中央線等のない生活道路における自動車の法定速度の引下げ等を周知する。個人・団体の表彰制度を拡充し、交通安全意識の向上と担い手の確保・育成につなげる。

＜施策３　安全運転の確保＞

・高齢者運転免許証自主返納等促進助成事業を継続し、本人と家族が運転機能や認知機能の変化に早期に気づくための情報を提供する。
・企業等に交通安全教育の教材や啓発資材を提供し、運転者の健康管理や交通労働災害防止に関する意識の向上を図る。

＜施策４　車両の安全性の確保＞

・ペダルの踏み間違い事故を防ぐ後付け安全運転支援装置の設置を補助し、効果を周知する。自転車の定期的な点検整備、灯火の点灯、反射材の利用及び全世代のヘルメット着用を促進する。

＜施策５　道路交通秩序の維持＞

・県計画に基づく街頭啓発等を行うとともに、市と大津警察署・大津北警察署との協定に基づき、効果的な交通事故防止対策に取り組む。

＜施策６　救助及び救急活動の充実＞

・消防機関等による講習、学校での教職員への講習及び児童・生徒への心肺蘇生法等の指導を充実させる。救急救命士の養成・配置、資機材の整備及び隊員の教育訓練の充実も図る。

＜施策７　被害者支援の充実と推進＞

・相談窓口を周知し、おうみ犯罪被害者支援センター等と連携して、被害者や遺族の心情に配慮した支援を行う。県条例に基づく自転車損害賠償保険等への加入義務を周知する。

＜施策８　情報収集及び調査研究の充実＞

・事故情報の収集・分析や技術の調査研究を進め、道路管理等に活用する。安全対策の効果測定を可能な範囲で行い、調査研究の成果を交通安全対策につなげる。
・市ホームページ、滋賀県警察が運用する「ぽけっとポリスしが」等を通じ、交通安全情報や分析結果を周知する。

●委員Ａ

滋賀県の自転車ヘルメット着用率は、大阪府に次いで全国で２番目に低い。一方、ＪＡＦが発表した当年の横断歩道での停止率は約７８％、全国７位であり、「横断歩道利用者ファースト運動」の成果により停止率が上がった。次は、県・市全体でヘルメット着用率の向上に取り組むべき。

●事務局

第１２次計画でも全世代のヘルメット着用を啓発する。市職員にも着用を促すとともに、広報紙や民間情報誌を活用するなど、広く啓発を図る。

●委員Ｂ

歩きスマホの禁止について、地図アプリをナビゲーションとして使用する場合も禁止対象となるのか。

●事務局

市条例で歩きスマホを禁止しており、画面を確認する際は立ち止まって見ていただき、基本的には歩きスマホ全般についてやめていただくよう周知啓発を図る。若い世代を含む幅広い意見を取り入れ、効果的な啓発を検討する。

●委員Ｂ

「二段階横断施設の設置について」資料説明。信号機のない横断歩道で、安全かつ容易に横断できるよう、道路中央部に設置するもの。設置条件は、信号機のない横断歩道、単路部、２車線、中央部にゼブラ帯等の空間があることの４点であり、中央の島を経由する「食い違い型」を基本とする。大津土木事務所管内では、玉野浦の漕艇場前での設置を検討しており、県道路保全課及び大津警察署と現地確認を実施した。今後、自治会への説明と同意取得、警察や市等との調整を進める。設置されれば県内初の事例となる見込み。

●委員Ｃ

「ゾーン３０」「ゾーン３０プラス」について、ハード整備に加え、生活道路に関わる取組のため、地域住民とのコミュニケーションやドライバーへの周知・ＰＲが必要であり、実効性を高めるためどう進めていくのか。

●委員Ｄ

今年度は２地区での導入を目指し、路面への物理的なデバイスの設置等を検討している。今後、地元との調整を進める。

●事務局

制度そのものの周知と、制度を踏まえた安全運転の啓発の両面から、市民部と建設部が連携して周知方法を検討する。

【今後のスケジュール（案）について】

・大津市交通安全対策会議での意見及び市議会での意見を踏まえ、第１２次大津市交通安全計画原案を策定し、令和８年１２月２５日から令和９年１月１５日までパブリックコメントを実施予定。
・令和９年１月中旬から、パブリックコメントの意見を踏まえ、最終案を取りまとめる。
・令和９年２月に第４回委員会を書面で開催し、最終案に対する委員の意見を聴取する。
・令和９年３月に市議会常任委員会に報告し、その後、計画を策定する。